

社会福祉施設等施設整備費補助金交付要綱

(目的)

第1 県は、社会福祉施設等の整備を図るため、予算の範囲内において、岩手県補助金交付規則（昭和32年岩手県規則第71号。以下「規則」という。）及びこの要綱により補助金を交付する。

(補助金の交付の対象)

第2 この補助金の交付の対象である事業、施設の種類、補助事業者の範囲及び対象となる整備区分は別表第1のとおりとする。

2 前項の施設整備は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱（平成17年10月5日付け厚生労働省発社援第1005003号厚生労働事務次官通知。以下「国補助金交付要綱」という。）第2の3の(2)及び(3)に定める整備内容をいう。

3 整備費補助金は、施設整備費において次に掲げる費用については補助の対象としないものとする。

- (1) 土地の買収又は整地に要する費用
- (2) 職員の宿舎に要する費用
- (3) その他施設整備費として適当と認められない費用

(補助金の交付額の算定方法)

第3 補助金の交付額は、次項又は第3項の規定に定めるところにより算出した額とする。この場合において、交付額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 前条第1項の施設に係る創設、増築、改築、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備については、国補助金交付要綱第2の6の(1)のアにより選定された額に4分の3を乗じて得た額と国補助金交付要綱第2の6の(1)のイにより算出した額とを比較していずれか少ない方の額以内の額を交付額とする。

3 前条第1項の施設に係る前項に掲げる事業以外の事業については、国補助金交付要綱に定める対象事業の区分に応じ、国補助金交付要綱第2の6(2)のイに規定する都道府県（指定都市及び中核市）補助基本額に4分の3を乗じて得た額以内の額を交付額とする。

(申請の取下期日)

第4 規則第8条第1項に規定する申請の取下期日は、補助金の交付の決定の通知を受領した日から起算して15日以内とする。

(財産の処分に係る制限の期間)

第5 規則第19条第1項に規定する期間は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）第14条第1項第2号により厚生労働大臣が定める期間とする。

(工事の状況報告)

第6 補助事業者は、施設整備に係る工事に着工したときは、工事着工報告書（様式第5号）により工事に着工した日から10日以内に、また、工事進捗状況については工事進捗状況報告書（様式第6号）により、毎年度12月末日現在の状況を翌月15日までに知事に報告し

なければならない。

(立入検査等)

第7 知事は、予算の執行の適正を期するため、補助事業者（市町村を除く。）に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を補助金の交付により実施する場合において、当該補助金の交付に当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該補助金の交付を受ける者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

3 補助事業者は、補助事業の全部又は一部を委託により実施する場合において、当該委託の業務を行う者と契約を締結するに当たっては、知事が、予算の執行の適正を期するため、当該委託の業務を行う者に対して、必要な報告を求め、又は当該職員にその事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる旨の条件を付さなければならない。

(書類の整備等)

第8 補助事業者は、補助事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、当該補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間（当該補助事業により取得し、又は効用の増加した財産に係る処分の制限期間が5年を超える場合にあっては当該処分の制限期間）これを保存しなければならない。

(前金払)

第9 補助事業者は、補助金の前金払を請求しようとするときは、社会福祉施設等施設整備費補助金前金払請求書（様式第7号）に知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(消費税等仕入控除税額に係る報告等)

第10 補助事業者は、規則第4条の規定に基づき補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助金の交付の対象となる経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率（当該補助金の額を当該経費の額で除して得た率のことをいう。）を乗じて得た額をいう。以下同じ。）が明らかではないため、消費税等仕入控除税額を含めて補助金の交付の申請をした場合に、当該申請の後に当該消費税等仕入控除税額が明らかになったときは、速やかに消費税等仕入控除税額報告書（様式第8号）により知事に報告しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付を受けた後に前項の報告をした場合は、当該報告による知事の補助金の返還の命令を受けて、前項の報告に係る消費税等仕入控除税額を返還しなければならない。

(提出書類及び提出期日)

第11 規則により定める書類及びこれに添付する書類並びに提出期日は、別表第2のとおりとする。

(補則)

第12 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関して必要な事項は、別に定める。

別表第1（第2関係）

交付の対象となる事業	施設の種類	補助事業者の範囲	対象整備区分
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」という。）第5条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第6項に規定する療養介護、同条第7項に規定する生活介護、同条第12項に規定する自立訓練、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援に限る。）を行う施設（以下「障害福祉サービス事業所」という。）及び同条第11項に規定する障害者支援施設の施設整備	障害福祉サービス事業所	障害者総合支援法第79条第2項の規定により事業を実施する法人（社会福祉法人、医療法人、日本赤十字社、公益社団法人、一般社団法人、公益財団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人及び営利法人等をいう。以下「社会福祉法人等」という。）	創設、増築、改築、大規模修繕等、スプリングラー設備等整備、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備
	障害者支援施設	地方税法（昭和25年法律第226号）第348条第2項第10の4号及び第10の6号の規定により固定資産税を課されないこととされている法人（社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人又は一般財団法人等をいい、医療法人を除く。）	
障害者総合支援法第5条第2項に規定する居宅介護、同条第3項に規定する重度訪問介護、同条第4項に規定する同行援護及び同条第5項に規定する行動援	居宅介護事業所、重度訪問介護事業所、同行援護事業所及び行動援護事業所（以下「居宅介護事業所等」という。）並びに短期入所事業所、	社会福祉法人等	創設、増築、改築、大規模修繕等、避難スペース整備（居宅介護等及び相談支援を行う事業所

<p>護（以下「居宅介護等」という。）並びに同条第8項に規定する短期入所、同条第15項に規定する共同生活援助及び同条第16項に規定する相談支援を行う事業所の施設整備</p>	<p>共同生活援助事業所及び相談支援事業所</p>		<p>の施設整備を除く。）</p>
<p>身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第5条第1項に規定する身体障害者社会参加支援施設（補装具製作施設、盲導犬訓練施設及び視聴覚障害者情報提供施設に限る。）の施設整備</p>	<p>補装具製作施設、盲導犬訓練施設、点字図書館、聴覚障害者情報提供施設</p>	<p>社会福祉法人</p>	<p>創設、増築、改築、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備及び老朽民間社会福祉施設整備</p>
<p>児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する児童福祉施設及び第6条の2の2第2項に規定する児童発達支援、同条第4項に規定する放課後等デイサービスを行う事業所の施設整備</p>	<p>障害児入所施設</p>	<p>社会福祉法人、日本赤十字社、公益社団法人及び公益財団法人並びに一般社団法人及び一般財団法人</p>	<p>創設、増築、改築、大規模修繕等、スプリンクラー設備等整備、老朽民間社会福祉施設整備及び避難スペース整備</p>
	<p>児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所</p>	<p>社会福祉法人等</p>	
<p>児童福祉法第6条の2の2第5項に規定する保育所等訪問支援、同条第6項に規定する障害児相談支援を行う事業所の施設整備</p>	<p>保育所等訪問支援事業所及び障害児相談支援事業所</p>	<p>社会福祉法人等</p>	<p>創設、増築、改築、大規模修繕等及び避難スペース整備</p>
<p>社会福祉施設等における応急仮設施設整備の国庫補助の取扱いについて（平成17年10月5日付け社援発第1005010</p>	<p>応急仮設施設</p>	<p>この表の施設の種類ごとに定められている補助事業者</p>	<p>応急仮設施設整備</p>

号厚生労働省社会・援 護局長通知) に基づく 応急仮設施設の施設整 備		
--	--	--

別表第2（第11関係）

条 項	提出書類及び添付書類	様 式	提出部数	提出期日
規則第4条の 規定による書 類	社会福祉施設等施設整備費補 助金交付申請書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 建物の室ごとの室名及び 面積を明らかにした書類 4 建物の配置図、各階平面 図及び立面図 5 設備の見積書 6 カタログの写し 7 敷地の登記簿謄本及び借 地の場合は賃貸借契約書の 写し 8 市町村補助金及び寄附金 に係る証拠書類 9 歳入歳出予算（見込）書 抄本	第1号 別紙1 別紙2 別紙3	2部	別に定める
規則第6条第 1項第1号、 第2号及び第 3号の規定に より承認を受 ける場合の書 類	社会福祉施設等施設整備事業 変更（中止、廃止）承認申請 書 1 申請額内訳書 2 事業計画書 3 建物の室ごとの室名及び 面積を明らかにした書類 4 建物の配置図、各階平面 図及び立面図 5 設備の見積書 6 カタログの写し 7 敷地の登記簿謄本及び借 地の場合は賃貸借契約書の 写し 8 市町村補助金及び寄附金 に係る証拠書類 9 歳入歳出予算（見込）書 抄本	第2号 別紙1 別紙2 別紙3	2部	変更（中止、 廃止）の理由 が生じた日か ら14日以内
規則第13条第 1項の規定に	社会福祉施設等施設整備費補 助金請求書	第3号	1部	別に定める

よる書類	社会福祉施設等施設整備費補助金事業実績報告書	第4号	2部	
	1 精算額内訳書	別紙4		
	2 事業実績報告書	別紙5		
	3 歳入歳出決算（見込）書 抄本	別紙6		